第二条の六の規定による変更の届出があつたとき。	一　登録内容の変更年月日 二　登録講習機関の名称及び住所 三　変更する事項
第二条の八の規定による休廃止の届出があつたとき。	一　講習業務を休廃止する年月日 二　登録講習機関の名称及び住所
第二条の十二の規定により登録を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録を取り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 二　登録講習機関の名称及び住所 三　講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた講習業務の範囲及びその期間

２　登録講習機関は、あらかじめ、講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関する事項を公示しなければならない。

［新設］

別表（第二条の五第一項関係）

講習科目	学歴又は資格	講習時間
学科講習		
土質力学に関する知識	一　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	
	二　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は高卒認定試験合格者（同法による大学又は専門職大学の前期課程を修了した者を含み、一に掲げる者を除く。）	○　九時間
水理学に関する知識		○　十時間